

会 議 録

会議名	平成29年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成29年10月20日（金）午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、田頭寿晃、小林功、小俣朋宏、藤本裕	
	その他	なし	
	事務局	高橋啓之 経済課長 鈴木拓也 産業振興係長 鈴木富美 産業振興係主任	
傍聴の可否	○可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成29年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成29年10月20日（金）

午前10時00分～

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 平成28年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 平成29年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 小口事業資金融資あっせん条例の一部改正について
- (6) その他

3 閉 会

配付資料

資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則 抜粋

資料2 会議録の取扱いについて

資料3 平成28年度小口事業資金融資あっせん

・実行結果集計(月別)

資料4 平成29年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)

資料5 小口事業資金に係る予算の執行状況について(平成27年度～平成29年度)

資料6 小金井市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例(案)に対する
意見募集(パブリックコメント募集要項)

資料7 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

2 市民部長挨拶

市では今後も「産業振興プラン」に基づき、地元産業の更なる活性化に取り組む。小口事業資金融資制度は、市内の中小企業者等の育成を図り、商工業の振興発展に寄与するものであり、本審議会は大切な位置にある。

本審議会委員の皆さまへの協力を依頼する旨を述べ、挨拶とした。

3 各委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

4 会議の成立報告

本日、委員6名中6名の出席であるため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成29年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告した。

5 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定に基づき、濱野委員を会長に、益田委員を副会長に選出することで委員全員が賛成し決定した。

以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 別添資料2をもとに会議内容の記録方法等について説明し、今期の取扱いについて諮った。

従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることで異議なし。

(3) 平成28年度融資あっせん・実行状況について

(4) 平成29年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 平成28年度及び平成29年度（平成29年9月末日現在）の状況について資料3・資料4をもとに、申請件数及び資金種別、業種別、経営組織別の実行件数等を説明。続いて資料5をもとに平成27年度から平成29年度第I・四半期までの保証料補助金及び利子補給金に係る予算の執行状況について報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： ①平成29年度サービス業の内訳について ②申込みから融資決定までの期間について ③制度の周知方法について 教えて欲しい

事務局： ①平成29年度サービス業の9月末時点での申請は19件。内訳は、歯科医2件、税理士2件、美容業2件、障害福祉サービス2件、その他は1件ずつで、CG製作、介護事業所、社会保険労務士、電気工事業、公認会計士、イベント企画運営、クリーニング業、写真現像、獣医、設計士、創業者支援となっている。②市はあっせんの申込みを受けてから原則1週間以内にあっせん票を本人宛に交付している。その後、本人が金融機関にあっせん票を提出して融資の申込みを行った後に、保証協会等の審査が行われることになる。その審査の状況等に応じて融資実行までの期間が個々に違うため、一概には答えられない。③金融機関からの紹介が一番多いが、特に開業資金利用の場合は、市のホームページをご覧くださいケースも少なくない。

会長： 否決の判断について教えて欲しい。

事務局： 申込みを受付後、市で否決という判断を行ったものはない。資料に記載の否決件数は、市からあっせん票を交付した後に金融機関や保証協会です決されたもの。

会長： あっせんに伴う市での予審審査は必要なく、手続きはで極力簡素化すべきだと考える。申請手続きを行うのは原則本人というのも少し違和感がある。

事務局： あっせんする市の立場としては、資金用途などを明確にするため、原則としては本人に申請内容の確認を行うべきだと考えているところであるが、今後についても、状況に応じて柔軟に対応していきたい。

委員： 金融機関としては、申請額の妥当性や据置期間の設定など申込事業者に適した申請内容となるよう申込みの段階から携わることも多い。

会 長： 大切なことは、事業者に制度についての説明をすることだと思うので、市でも金融機関でもきちんとその辺りの配慮をお願いしたい。

委 員： 資料を見る限り、開業資金の辞退が多いのではないかと推測できる。開業資金の辞退は、事業自体を諦めてしまっているのか、別の融資先が見つかったものなのかは分からないが、いずれにしても市では開業者へのサポートに力を入れてもらいたいと思っている。開業に関する具体的な相談を金融機関ではなく市の窓口で行ってもらえないか。

事務局： 市で対応できる開業融資の相談には限りがあり、専門機関で相談した方がよりよいサポートが受けられると考えている。また、ご推察のとおり、今回、開業資金の辞退が多くなっているが、他の制度を利用することになり辞退となるケースがほとんどであり、開業を諦めてしまうケースが多いとは考えていない。

委 員： 商店街振興資金・大型店対策事業資金・産業振興資金については、平成28年度も29年度もいずれも申込みがない。それ以前の状況は。

事務局： 商店街振興資金については、申請できる対象は1団体のみだが、過去に一度利用した実績がある。残りの2つの資金は、制度創設以来全く利用がないため、ここで廃止を検討している。この後、詳しく説明させていただきたい。

会 長： 全体の利用件数が減っているが、理由はあるか。

事務局： 申請件数が減った明確な理由は分からない。

会 長： 小金井市では保証料は半額補助だが、他市で全額補助の市もある。限度額についても小金井市よりも高額の市がある。毎年、予算全額を執行している訳ではないので、今後、その辺りを検討してもよいのではないかと思います。

事務局： ご意見として承りたい。

委 員： ①あっせんの対象は、「市税の納税義務者」とあるが、他の税金との関連は。
②年4回の保証料補助と利子補給の申請はどのように行っているのか。

事務局： ①納税の要件については市税に限っており、その他の税金についてはあっせんの要件にはしていない。②保証料は、金融機関で申請を代行してもらっており、四半期ごとに金融機関を介して補助を行っている。利子については、当初から市の補

助を差し引いた率での返済となっているため、四半期ごとに直接金融機関に支払いを行っている。

委員： 対象となる市税の種類は。

事務局： 市税は全て対象にしており、市都民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税となっている。

委員： 小金井市では、完納要件となっているが、分割納付の約束をした上であつせんをしてもらうことも検討してもらえればと思う。

(5) 小口事業資金融資あつせん条例の一部改正について

事務局： 審議会での経緯を踏まえ、資料6をもとに資金種類の変更、法人の住所要件の緩和を行うことを目的とした小口事業資金融資あつせん条例の一部改正（案）について内容を説明。

委員： 保証料の返還についてはどうなるのか。

事務局： 借換資金を利用し、保証協会から返戻となった保証料については、市への返還請求を行わない予定にしている。

会長： 設備資金の借換については、少し違和感があるが、パブリックコメントの結果も踏まえて考えていただければと思う。

委員： 大型店対策事業資金と産業振興資金は廃止となるが、これらと同じ資金使途で融資を受ける場合、別の資金で申請できる旨を新しいパンフレットに掲載して欲しい。

会長： 住所要件については、法人と個人と分けた記載にして欲しい。

会長： 借換資金利用の場合、保証料返還不要の件について条例上に規定しているのか。

事務局： 規則に盛り込む予定。

会長： 次回の審議会では改正後の規則を資料として提出して欲しい。

今後、融資の種類によって保証料の補助割合について差をつけるように検討していければと思う。

(6) その他

セーフティネット保証5号について、現在の指定業種と申請状況を説明。

3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。